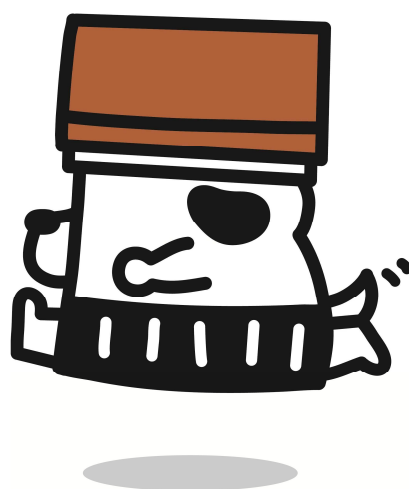


倉吉市いきいき健康・食育推進計画

(中 間 評 価)



平成30年3月

倉 吉 市

はじめに

平均寿命が 80 歳を超え、日本は長寿国というイメージが定着しています。同時に、少子高齢化が進行し、医療や介護に係る負担増が予測される時代でもあります。

ライフスタイルの変化により、健康や食に対する価値観は多様化し、医療も進化を遂げています。この進化の一方で、運動不足や食事などの影響により、生活習慣病が増加している傾向にあります。

国では「健康日本 21」を掲げ、本市におきましても、平成 25 年度から「倉吉市いきいき健康・食育推進計画」に基づき、各事業を展開してまいりました。この計画では、中間評価を平成 29 年度に行うことにしており、このたびその評価を行い、平成 34 年度までの 5 年間で目指す目標値等を再設定いたしました。

健康づくりの原点は、「自分の健康は自分で守る」ことであると考えます。しかし、一人で守っていくことは難しいことでもあります。市民一人ひとりが健康に関する意識を高め、生活習慣の改善に取り組むためには、家庭や地域などの社会全体で支えることが必要です。私たち行政はもちろん、家庭、地域、職場等様々な関係機関や団体がつながり、一人ひとりの健康づくりを支援していきたいと考えております。

本計画の主旨が、市民のみなさま、各関係機関のみなさまにご理解いただけるよう、しっかりと取り組んで参ります。

今後とも、「全ての市民が生涯にわたって心豊かに生活するための健康づくり」の推進に向け、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました倉吉市民健康づくり推進協議会委員の皆様、アンケートにご協力いただきました市民の皆様にご心から感謝を申し上げます。



倉吉市長

石田耕太郎

平成30年3月

目 次

第1章 倉吉市いきいき健康・食育推進計画中間評価の概要	1
1 計画の理念・目的	3
2 計画の構成	3
3 計画の推進期間	4
4 計画の位置づけ	4
5 推進体制及び進行管理	5
第2章 倉吉市の概況	7
1 人口動態の状況	9
2 倉吉市の健康状況	12
第3章 倉吉市いきいき健康・食育推進計画中間評価から見る市民の健康と生活習慣の動向	21
1 中間評価の主旨	23
2 中間評価の経緯	23
3 中間評価で変化した事項	24
第4章 倉吉市いきいき健康・食育推進計画中間評価で定める健康づくりの目標と取組み	25
目標値の達成状況の評価の考え方	27
I 生活習慣病の早期発見と早期治療、重症化予防	
1 がん	29
2 糖尿病	31
3 循環器病	33
II 日常生活における生活習慣病の発生予防	
4 栄養・食生活（食育）	35
5 身体活動・運動	38
6 休養・こころの健康	39
7 喫煙	41
8 飲酒	43
9 歯・口腔の健康	44
III 健康を支え、守るための社会環境の整備	47
資料編	49

第1章

倉吉市いきいき健康・食育推進計画 中間評価の概要



くらすけと

1. 計画の理念・目的

この計画は、倉吉市が健康づくりを推進していくための基本計画になります。市民一人ひとりが、ライフステージやライフスタイルに応じて、健康で心豊かに生活するためには、子どもの頃から基本的な生活習慣を確立できるような取り組みを行うことが大切です。

また、健康で長生きする（健康寿命の延伸）ためには、健康の大切さを認識し、自分自身の健康状況を知るために健診を受診したり、日常生活の中で食生活の改善や運動習慣の定着に努めることが効果的な手段です。

このため、本市においては生活習慣病の予防、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図ることを目的に、「倉吉市いきいき健康・食育推進計画」策定し、推進してきました。

この計画の進捗状況を評価し、見直しを行うため、平成29年3月～5月にアンケート調査を実施しました。改善が進んでいる項目がある一方で、計画に掲げる目標を達成できていない分野もありました。

この計画では、国の健康日本21（第二次）、鳥取県健康づくり文化創造プラン（第三次）・第三次鳥取県がん対策推進計画・食のみやこととり～食育プラン～も参考に、引き続き、健康づくりの定着を更に推進して、健康寿命を延ばし、生活の質の向上を図ることを目的とします。

2. 計画の構成

計画の中間評価から考えられる課題を整理し、国の健康日本21（第二次）の構成も参考にした上で、引き続き、

- I 生活習慣病の早期発見と早期治療、重症化予防
- II 日常生活における生活習慣病の発生予防
- III 健康を支え、守るための社会環境の整備

の3項目を柱とした構成にしました。

●具体的な施策の柱

I 生活習慣病の早期発見と早期治療、重症化予防

- 1 がん
- 2 糖尿病
- 3 循環器病

II 日常生活における生活習慣病の発生予防

- 4 栄養・食生活（食育）
- 5 身体活動・運動
- 6 休養・こころの健康
- 7 喫煙
- 8 飲酒
- 9 歯・口腔の健康

III 健康を支え、守るための社会環境の整備

3. 計画の推進期間

計画の期間は、平成25年度を初年度とし、平成34年度までの10年間としています。計画の理念・目的をふまえ、平成29年度に中間評価を行いました。

4. 計画の位置づけ

本計画は、「倉吉市総合計画」を上位計画とし、倉吉市における健康増進に係る施策を総合的にとらえて、施策を示すものです。（別紙参照）

また、本計画は、健康増進法、食育基本法（※1）に基づく市町村行動計画であり、さらに、自殺対策基本法の一部を改正する法律が、平成28年4月1日に施行され、市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、自殺対策についての計画を定めることとなりました。本計画は、自殺対策基本法（※2）に基づく、本市の自殺対策計画を包含した計画とします。

なお、この計画は本市の総合計画に基づいた部門別計画に位置づけられるものです。

※1

健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に基づく「健康の増進の推進に関する施策についての計画（市町村健康増進計画）」

食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項に基づく「食育の推進に関する施策についての計画（食育推進計画）」

※2

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に基づく「自殺対策についての計画（市町村自殺対策計画）」

5. 推進体制及び進行管理

子どもから、高齢者まで全ての年代において、総合的に健康づくりを取り組んでいくために、本市においては、「倉吉市民健康づくり推進協議会」を設置しています。

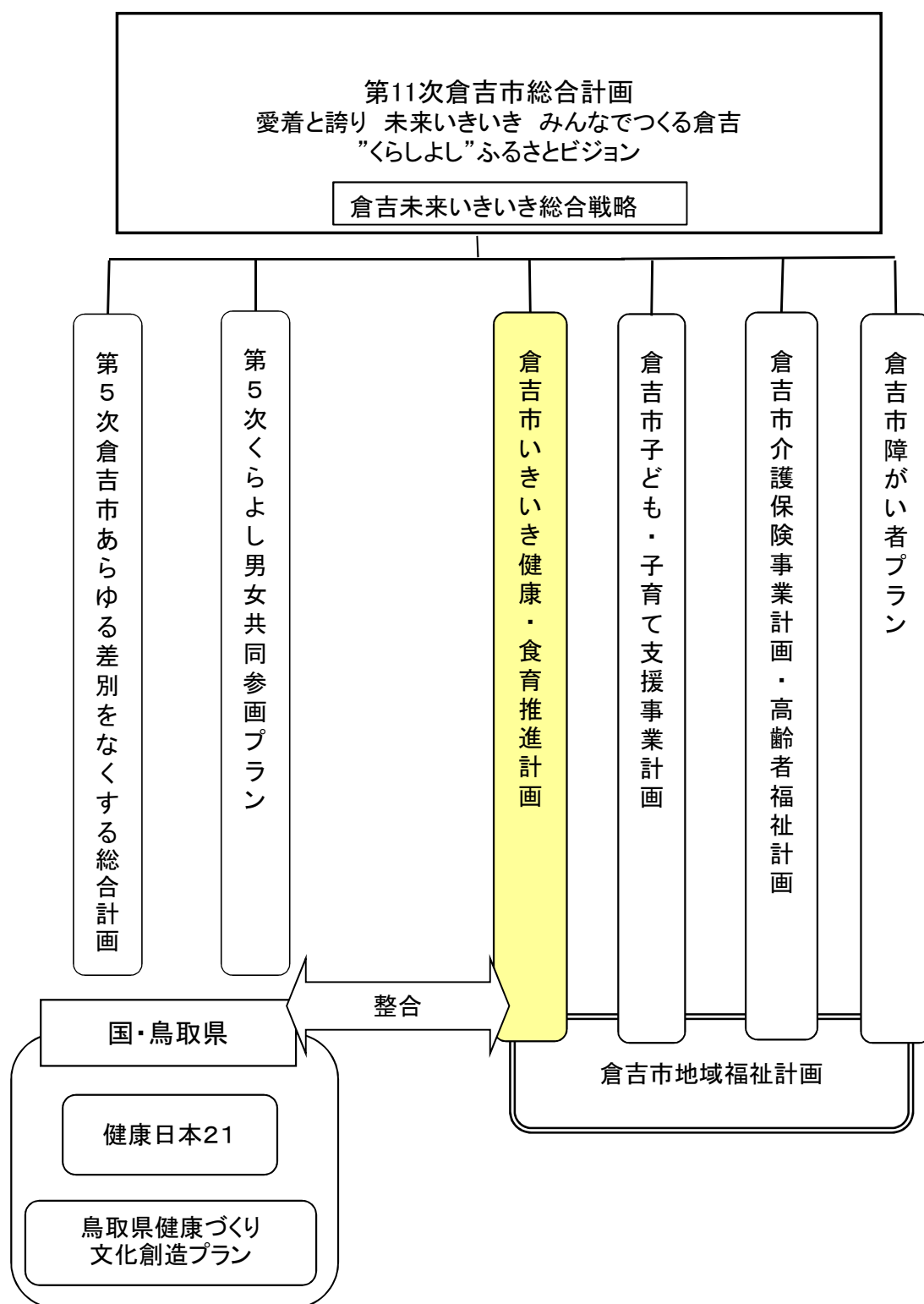
この協議会は、地域、専門団体、関係団体を代表する委員で構成されており、平成30年度以降も引き続き、この協議会を中心として、健康づくりを地域で一体的に推進していきます。

本計画については、策定と同様に「倉吉市民健康づくり推進協議会」において進行管理を行います。

また、計画の最終年度である平成34年度に最終評価を行い、みんなで目指す目標の達成状況を把握し、次に目指していく方向性を明確にし、次期計画の策定に活かしていきます。

別表

計画の位置づけ



倉吉市いきいき健康・食育推進計画は、第11次倉吉市総合計画の基本目標2「福祉・健康・人権」の分野の基本計画として位置づけます。また、地域の福祉全般にわたる計画である「倉吉市地域福祉計画」をはじめ、福祉分野の関連計画と整合性を図りながら計画を策定しています。

また、国の「健康日本21」や鳥取県の計画である「鳥取県健康づくり文化創造プラン」とも整合性を図りながら計画を策定しています。